



家畜衛生情報

第 155 号 (令和 5 年 6 月)

石狩地区家畜自衛防疫推進協議会・北海道石狩家畜保健衛生所

話題

- 1 国内外の越境性動物疾病発生状況及び対策
- 2 ヨーネ病の特徴と対策
- 3 輸移入家畜の導入計画及び移入家畜導入計画書の提出について
- 4 令和 5 年度家畜伝染病予防事業計画
- 5 移動予定牛等に係るヨーネ病検査日程 (病性検定)
- 6 病性鑑定を依頼いただく際の留意点
- 7 着任・復帰挨拶
- 8 職員配置図・緊急連絡先

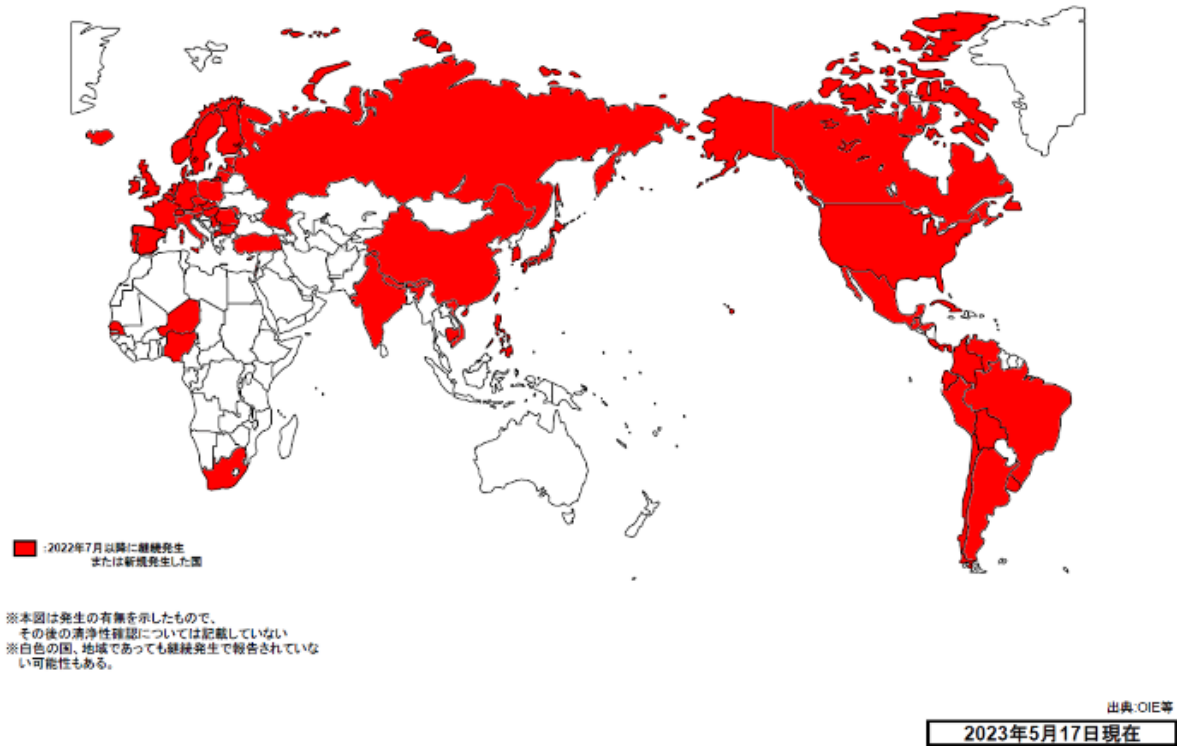
1 国内外の越境性動物疾病発生状況及び対策

高病原性鳥インフルエンザ

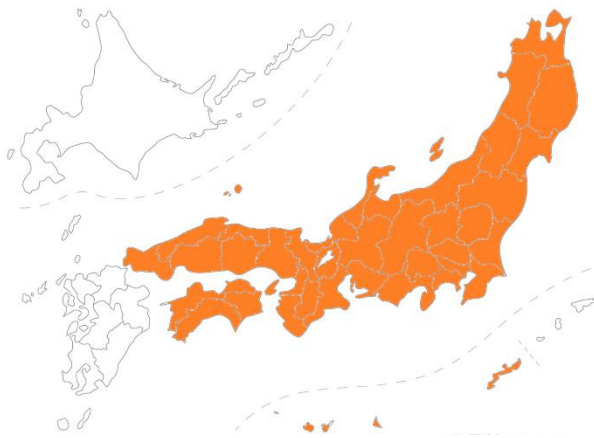
本年 3 月から 4 月にかけて、千歳市の 3 戸で発生した高病原性鳥インフルエンザについて、皆様の御協力により、さらなるまん延に至ることなく防疫措置を完了することができました。防疫措置に御協力いただいた皆様にはこの場をお借りして改めて感謝申し上げます。

令和 4 年 10 月から令和 5 年 5 月までのシーズンには 26 道県 84 事例の本病発生があり、約 1700 万羽超の殺処分が行われました。世界的にもアジア、欧州、北米、南米、アフリカの各国で続発が見られ、世界を循環したウイルスが本年秋以降に再び国内に侵入する可能性が十分考えられます。[夏季の間に鶏舎や金網・防鳥ネットの点検・修繕](#)を行い、秋以降に備えてください。

高病原性鳥インフルエンザの発生状況(2022年7月以降)



豚熱 (CSF)



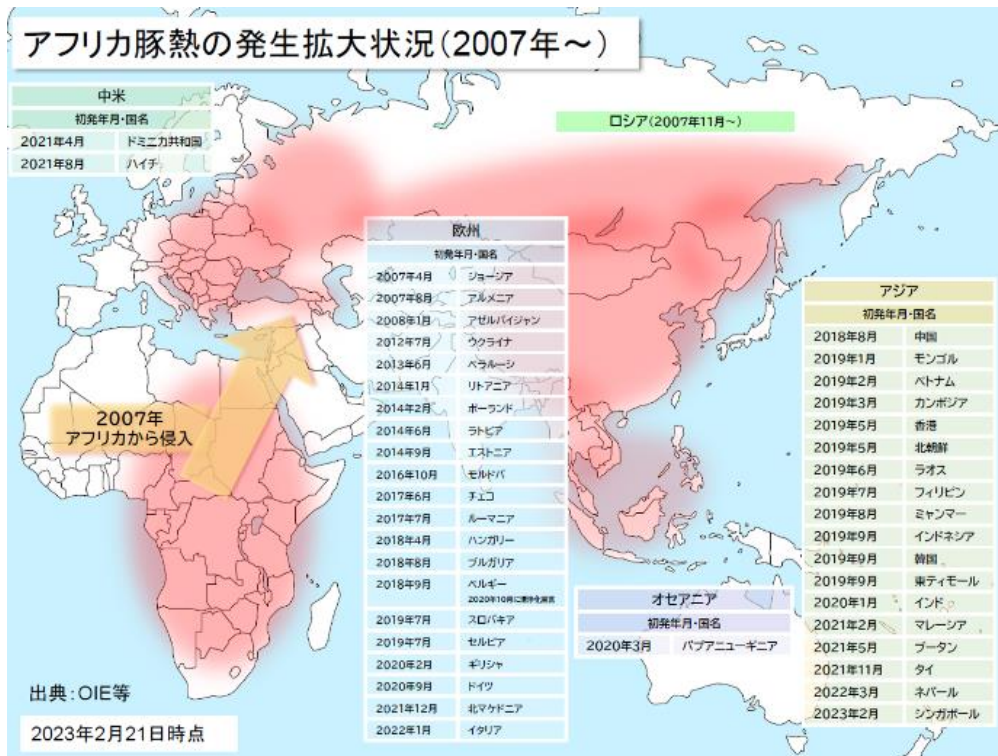
■ : 豚熱ワクチン接種推奨地域

平成 30 年 9 月以降、豚及びいのしし飼養農場において発生が続いており、令和 5 年 3 月 1 日現在までに 86 事例が確認されています。発生リスクの高い区域では飼養豚への予防的ワクチン接種と野生いのししへの経口ワクチン散布が行われています。

令和 5 年 5 月 31 日現在、ワクチン接種推奨地域は本州・四国全域と沖縄県です。当該区域内で飼養されている豚や採取された精液・受精卵等は道内に持ち込まないようお願いします。

アフリカ豚熱 (ASF)

国内の発生はこれまでありませんが、アフリカでは常在的に発生がみられ、欧州、アジア諸国では近年感染が急速に拡大しています。いつ国内で発生してもおかしくないと捉えて発生予防に努めてください。



口蹄疫

平成 22 年の宮崎県での発生（約 29 万頭を処分；ワクチン接種家畜含む）以来、国内での発生はありませんが、周辺諸国では断続的に発生が続いており、5月に韓国で 4 年ぶりに発生が報告されています。過去の発生を忘れずに発生予防に努めてください。

発生防止のため飼養衛生管理基準（特に次の項目）について、飼養衛生管理者の方は従業員を含む関係者に周知し、遵守を徹底してください。

●入国及び帰国者への対応

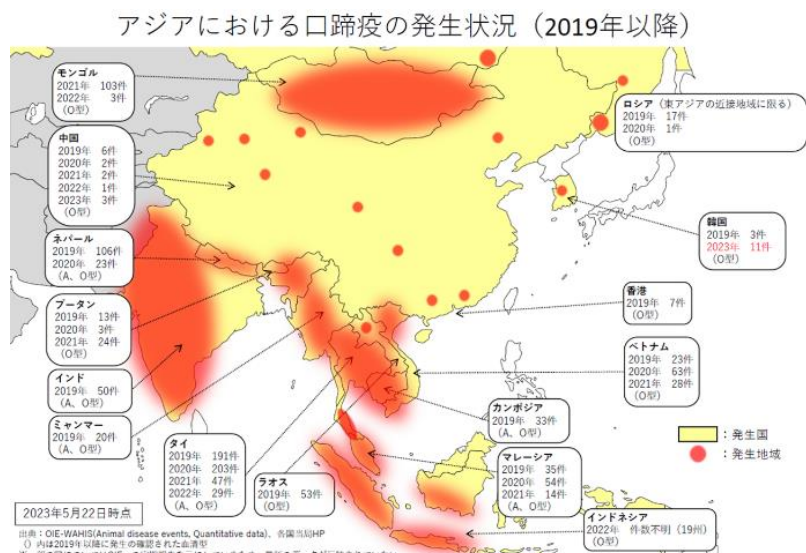
- 過去 1 週間以内に海外から入・帰国した方の立入制限
- 過去 4 ヶ月以内に海外で使用した衣服・靴や輸入申告のない肉製品等の携帯品や国際郵便等の持込制限

●衛生管理区域及び畜舎への病原体の持込みの防止

- 必要のない者・物品の立ち入り・持ち込み防止
- 専用の衣服・手袋・靴の着用・交差汚染防止、手指の消毒、物品の消毒
- 畜舎や金網・防鳥ネットの点検・修繕

●早期発見・早期通報

- 従業員を含む農場内の全員に特定症状・通報体制を周知・共有



2 ヨーネ病の特徴と対策

● 管内でヨーネ病の発生が増加しています



管内におけるヨーネ病の新規農場発生は、平成28年の1戸以来、数年間ありませんでしたが、令和3年3戸、令和4年3戸と発生が続いており、本年も既に2戸で発生がありました。管外では多数発生している地域もあり、管内への侵入、まん延に注意すべき感染症です。

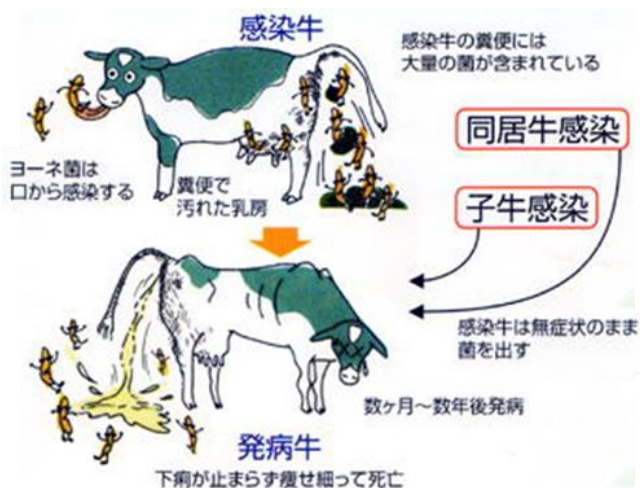
● ヨーネ病は長い年月を経て発症、発症畜は下痢で死亡する感染症です

ヨーネ病はヨーネ菌の感染による反芻動物の消化管感染症です。

ヨーネ菌は主に幼畜に口から入り、腸管に感染します。その後、数ヶ月～数年の潜伏期間を経て、腸管で増殖したヨーネ菌は糞便等へ排菌され始めます。

さらに数ヶ月～数年かけて徐々に排菌量（まん延リスク）は増え、生産性は低下し、やがて下痢が止まらず死亡します。現在、有効なワクチンや治療薬はありません。

また、潜伏期間中にヨーネ菌の感染を確かめる方法はありません。そのため、家畜の導入は、感染畜が紛れ込んでいる可能性を念頭に置き、導入前の検査でヨーネ病陰性を確認した上で行ってください。



● ヨーネ病がまん延すると・・・

ヨーネ病は20～30年かけて農場全体にまん延すると予測されています。その状況では発症畜の死亡に加えて、酪農場では産乳量が約1.6%減少、肉用子牛生産農場では産子数が約3.8%減少することが算出されています。気づかないうちに農場の生産性を低下させる感染症であり、まん延する前に対策を取る必要があります。

● 対策の基本は消毒です!!

ヨーネ病の主な感染ルートは、排菌畜（主に成畜）の糞便が幼畜の口に入ることですので、分娩房や哺育・育成牛の飼養場所が重要な消毒ポイントです。

これは他の多くの消化管感染症と同じですので、各農場の常在感染症対策の一環としてヨーネ病対策も行うという考え方がよいと思います。

ヨーネ菌によく効く消毒は塩素系消毒薬と消石灰ですが、すべての感染症に有

効な石灰乳の塗布がおすすめです。また、農場間の伝播を防ぐため、来場者の消毒や長靴・衣類の交換も重要です。

● まん延防止には検査・とう汰も必要

基本は消毒とはいえ、発症してしまうと消毒だけでは防ぎきれません。発症畜の排菌量は無症状排菌畜の10万倍に達します。

そのため、国内ではヨーネ病の発症、まん延を防ぎ、撲滅するため、ヨーネ病感染畜（患畜）は発症前であっても殺処分すること、牛では少なくとも5年に1回はヨーネ病の検査を受けることが義務づけられています。

また、下痢を繰り返す家畜についてはヨーネ病を疑い、当所の病性鑑定を受けるようお願いします。

3 輸移入家畜の導入計画及び移入家畜導入計画書の提出について



北海道では、家畜を海外から輸入、道外から移入する場合、「輸移入家畜の着地検査実施要領」に基づき、輸移入家畜による伝染性疾患の侵入を未然に防止するため、着地検査を実施しています。原則として、輸入家畜は動物検疫所における検疫終了後、農場に到着してから3か月間、移入家畜は農場に到着してから3週間の隔離飼養及び健康観察を行います。この間、異状を認めた場合は精密検査を実施します。

定期的な移入については、あらかじめ次年度の1年間の家畜の導入計画を前年度の3月末までに当所へ提出し、道外から移入する場合は農場に到着する2週間前までに移入家畜導入計画書を提出願います(様式は当所HPに掲載しています)。

豚については、豚熱発生地域及びワクチン接種推奨地域(2ページ参照)からの導入(移動)は、原則としてできません。

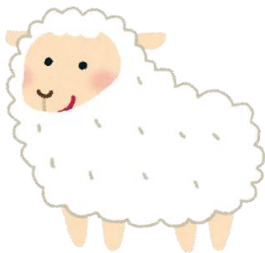


4 令和5年度家畜伝染病予防事業計画

令和5年度の家畜伝染病予防法（以下、法）第5条に基づく定期検査は次のとおりです。
該当する市町村の飼養者及び関係機関の皆様には、安全かつ円滑な検査へのご協力をお願いいたします。

対象疾病	対象家畜	検査対象	市町村	予定時期
ヨ－ネ病	乳用牛	搾乳の用に供する雌牛 (24か月齢以上)	江別市	5月
			当別町	9月
			北広島市	11月
牛海綿状脳症 (BSE)	乳用牛 肉用牛	通常の死亡牛： 96か月齢以上 起立不能牛： 48か月齢以上 特定症状牛：全月齢	管内一円	通年
蜜蜂の腐蛆病	蜜蜂	定飼及び転飼の全蜂群	管内一円	7～8月
高（低）病原性 鳥インフルエンザ (強化モニタリング)	家きん	・飼養規模が100羽～ 1,000羽の農場1戸 ・飼養規模が1万羽以 上の農場1戸	恵庭市	10月
			江別市	
牛のブルセラ症及び結核 (発生予察のため)	乳用牛 肉用牛	種雄牛※ ¹ 輸入牛※ ²	管内一円	通年

※¹ 種雄牛のうち当該検査の受検歴がない牛
※² 輸入牛のうち種雄牛及び搾乳牛に限る



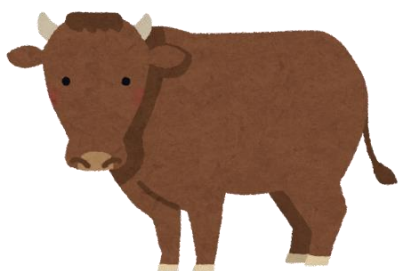
5 令和5年度 移動予定牛等に係るヨ－ネ病検査日程(病性検定)

検体受付締切日	検査実施予定日	採材期間
6月12日 (月)	6月13日 (火)	6月6日 ～ 6月12日
7月10日 (月)	7月11日 (火)	7月4日 ～ 7月10日
8月14日 (月)	8月15日 (火)	8月8日 ～ 8月14日
9月11日 (月)	9月12日 (火)	9月5日 ～ 9月11日
10月13日 (金)	10月16日 (月)	10月7日 ～ 10月13日
11月13日 (月)	11月14日 (火)	11月7日 ～ 11月13日
12月11日 (月)	12月12日 (火)	12月5日 ～ 12月11日
1月12日 (金)	1月15日 (月)	1月6日 ～ 1月12日
2月9日 (金)	2月13日 (火)	2月3日 ～ 2月9日
2月22日 (木)	2月26日 (月)	2月16日 ～ 2月22日
3月11日 (月)	3月12日 (火)	3月5日 ～ 3月11日

移動予定牛等のヨ－ネ病検査は、上記日程のとおり実施しますので、期日までに検体の搬入をお願いします。共進会の衛生条件に含まれるヨ－ネ病検査もこの日程で実施します。この日程に合わせられない場合には、事前に共進会の開催要領等の衛生条件が記載されたものを送付の上、御相談ください。

●留意事項

- 採血時に生後6か月齢以上であることを必ず確認してください。
- 検査を依頼するときは、申請書類等を材料と一緒に提出して下さい。
- 牛の個体識別番号、採血年月日、採材獣医師名を記載したものを同封してください。
- 病性検定の手数料は、1検体（1頭）4,010円（特殊血清・遺伝子学的検査）です。
- 申請書に北海道収入証紙を貼付し、遅滞なく提出してください。
- 年度末（令和6年（2024年）3月）に実施する検査については、[基本的に通常の病性検定での取扱](#)となりますので、あらかじめご承知願います。



6 病性鑑定を依頼する際の留意点

病性検定を依頼される場合、[事前に病性鑑定課宛に連絡](#)をお願いします。各種材料搬入時間、必要材料等について、相談させていただきます。

○ 病性検定依頼時に必要な材料 例（牛の場合）

検査	材料	検査方法等
ヨーネ病検査	血清	スクリーニング検査（6カ月齢未満は×）
	糞便	遺伝子検査（リアルタイムPCR法）
牛ウイルス性下痢検査	血清	遺伝子検査 抗体検査（ペア血清推奨、6カ月齢未満は×）
	全血	遺伝子検査
牛伝染性リンパ腫検査	血清	抗体検査（6カ月齢未満は×）
	全血	遺伝子検査、白血球数、白血球百分比
呼吸器病原因検索	鼻腔スワブ	ウイルス検査（遺伝子検査、分離等）
		細菌検査（培養検査等）
		マイコプラズマ検査（培養検査等）
	血清	ウイルス抗体検査（ペア血清推奨）
下痢原因検索	糞便	牛肺虫検査
		ウイルス検査
		細菌検査（サルモネラ検査を含む） 内部寄生虫検査（コクシジウム等）
流産原因検索	胎子、胎盤、母牛血清	各種ウイルス、細菌検査、病理検査、抗体検査等

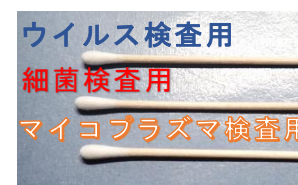
採材時補足

糞便採材時：ピンポン球大（一握り）以上の量を採材願います。
サルモネラ検査時等、スワブで糞便を採材する際には、しっかりと糞便を付着させて下さい。



糞便は一握り以上採材

鼻腔スワブ採材時：3本以上のスワブを採材し、鼻汁が十分に付着した状態にして下さい。



鼻腔スワブは3本1セット

血清採材時：可能であれば遠心し、場合により血清のみ別容器に移して下さい（溶血防止のため）

流産原因検索について：胎子の他、胎盤の搬入もお願いします。

全血について：EDTA等凝固防止剤の入った採血管を用い、採血後は直ちに混和して血液が凝固しないようにして下さい。

7 着任・復帰挨拶

●山本 泰弘（やまもと やすひろ）

4月1日付けで胆振家畜保健衛生所から異動してまいりました山本です。石狩家保での勤務は5年ぶりとなります。前は病性鑑定課でしたが、今回は指導課への配属となりました。公共牧場での衛生対策や、畜産物への医薬品の残留事故防止等で、管内関係機関の皆様のご協力を頂く機会もあるかと思いますが、その際はどうぞよろしくお願いいたします。

●蘇武 なつみ（そぶ なつみ）

5月に石狩家畜保健衛生所配属になりました蘇武と申します。病性鑑定課にて勤務することになりました。管内の家畜衛生に少しでも寄与できるよう努めて参りたいと思いますので、どうぞよろしくお願い致します。

●中谷 敦子（なかたに あつこ）

育児休業を約1年3ヶ月いただき、今年の4月から職場に復帰しました。予想はしていたものの、娘は保育園に通い始めてから度々発熱し、お休みをいただかなくてはいけない日々が多々ありますが、職場の皆様にご助けられながらなんとか職務をこなしています。いろいろとご不便おかけしてしまうかと思いますが、仕事と育児の両立に努めていきたいと思っております。よろしくお願い致します。

●大久保 春菜（おおくぼ はるな）

約1年の産休・育休を頂き、4月から予防課に復帰しました。しばらくは時短勤務になるため限られたことしか出来ませんが、精一杯職務をこなしたいと思っております。よろしくお願い致します。



8 職員配置図 緊急連絡先



◎職員配置図・緊急連絡先

北海道石狩家畜保健衛生所		〒062-0045 札幌市豊平区羊ヶ丘3番地	
TEL : 011-851-4779		FAX : 011-851-4780	
夜間・休日（緊急時）：011-204-5000（石狩振興局 代表）			
※夜間、休日の緊急連絡は北海道庁中央司令室が窓口となります。 担当者に「石狩家保への緊急連絡」とお伝えください。			
電子メール：ishi-kaho.11@pref.hokkaido.lg.jp			
所長	奥村 利盛		
次長	信本 聖子		
指導課長	山本 泰弘	予防課長	川島 悠登
主査（動物薬事・安全）	坂梨 裕	主査（危機管理）	榊原 伸一
指導専門員	齊藤 真里子	指導専門員	木川 理
		専門員	大久保 春菜
		病性鑑定課長	吉田 美葉
		主査（病性鑑定）	上垣 華穂
		指導専門員	蘇武 なつみ
		専門員	中谷 敦子
		専門員	大河原 彩子
ホームページでも情報を発信しています：「石狩家畜」で検索！ https://www.ishikari.pref.hokkaido.lg.jp/ds/khe/index.html			

新規採用	(5月1日付け)	
病性鑑定課	指導専門員	蘇武 なつみ

転出者	(新所属)	
指導課長	伊藤 史恵	➡
主査（病性鑑定）	末永 敬徳	
		渡島家保
		上川家保

転入者	(旧所属)	
指導課長	山本 泰弘	← 胆振家保

退職		
予防課	専門員	阿部 知行

育児休業から復帰		
病性鑑定課	専門員	中谷 敦子
予防課	専門員	大久保 春菜

大変お世話になりました！

所内異動	(旧所属)	
指導課	齊藤 真里子	← 病性鑑定課

北海道では
家畜保健衛生所で活躍する獣医師
を毎年募集しています！

採用に関する詳細は、HPに掲載されています。
二次元コードからアクセスできます。

